

土地区画整理法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 更生保護事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、土地区画整理法施行令の規定の整備を行うことと。

(第五十八条第三項第五号関係)

第二 この政令は、更生保護事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年六月十日)から施行することと。

(附則関係)